

## 「セーフティネット保証2号」に係る認定申請チェックシート

認定確認事項		チェック
所在地	法人事業者の場合は登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地、個人事業者の場合は事業実態のある事業所の所在地が本巢市であること。	<input type="checkbox"/>
指定事業者との取引規模	申請者の総取引規模のうち、指定事業者との取引規模の割合が20%以上であること。	<input type="checkbox"/>
売上高等減少率	(イ)※直接取引、(ロ)※間接取引 指定事業者の事業活動の制限を受けた後、直近1か月の売上高等が前年同月と比較して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して10%以上減少することが見込まれること。 ※平成14年3月以降は売上高減少率が10%に緩和されている。(本来は20%以上減)。	<input type="checkbox"/>
提出書類		チェック
1	中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書(1部)	<input type="checkbox"/>
2	2号計算書	<input type="checkbox"/>
3	指定事業者(指定事業者関連)との取引依存度がわかる資料 ※決算書、売上台帳、仕上台帳、納品書等	<input type="checkbox"/>
4	直近1か月の売上高等の実績と、その後2か月間の売上高等の見込み及び前年同期の売上高等を証明する資料※売上台帳、試算表等	<input type="checkbox"/>
5	委任状(金融機関等が代理申請を行う場合)	<input type="checkbox"/>
<b>法人の場合</b>		
6-①	商業登記簿謄本又は抄本の写し(1部)※電子証明書の写しでも可能	<input type="checkbox"/>
<b>個人の場合</b>		
6-②	直近年の所得税確定申告書の写し(1部)	<input type="checkbox"/>

### ※注意事項※

- ・融資にあたっては、本巢市の認定とは別に金融機関及び信用保証協会による審査があります。